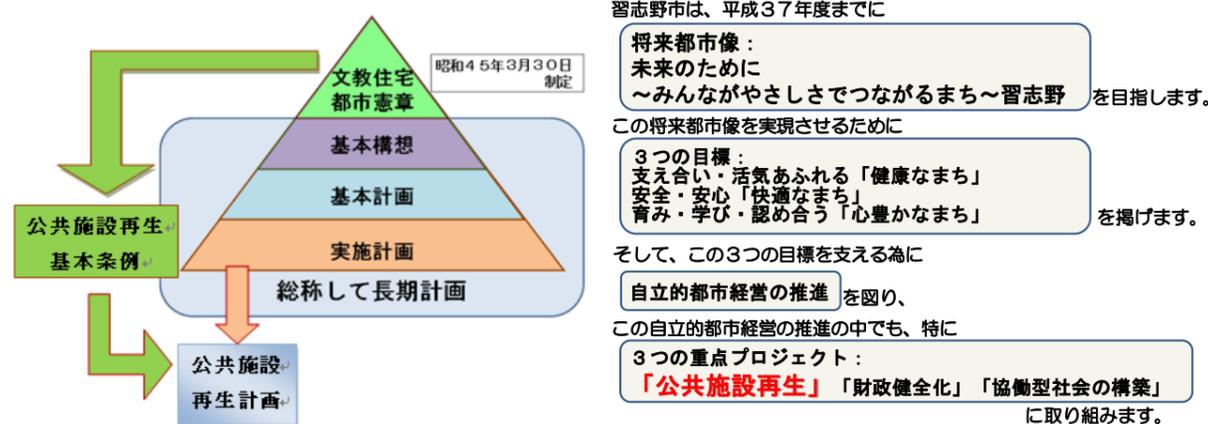


習志野市公共施設再生基本条例（案）

条例の制定目的

習志野市公共施設再生基本条例(案)は、文教住宅都市憲章の理念に基づき、都市(まち)づくりを推進するため、老朽化が進む公共施設の再生を図るための基本理念を明確にし、市と市民、事業者及び関係者の責務を定め、それぞれが連携及び協働して、公共施設再生に取り組むこと、及び、公共施設再生事業の実施に関する基本方針を定め、効率的、効果的に事業に取り組むことを規定することにより、持続可能な行財政運営のもとで、時代の変化に対応した適切な市民サービスを提供できる公共施設の再生整備の推進を図ることを目的としています。



※公共施設再生計画は、習志野市の長期計画である「基本構想・基本計画」の重点プロジェクトとして位置付けられています。

条例制定の背景

1. 習志野市が保有する公共施設の老朽化の現状

本市が保有する公共施設(以下、「公共施設」とは公共施設再生計画の対象施設をいう。)について、今後、施設の耐用年数が到来した時期に同規模で建替え及び、建築後一定期間経過した時期に必要な改修を行っていくと、平成26年度から平成50年度までの25年間では、本市の財政状況から、必要な事業費の約40%しか確保できないという大変厳しい状況が予想されています。

また、平成24年10月現在では、本市の公共施設は、建築後30年以上を経過している建物が、延べ床面積で約77%となっており、今後、これらの建物が急速に建替えの時期を迎えます。公共施設の建替え等には、事業の検討から実施まで時間を要し、事業費も多額になることから、限られた財源、資産等を有効的に活用し、市民サービスの停滞を招くことがないように対応するため、早急な中長期的な事業計画の策定と、計画的な事業実施を目指していかなければなりません。

2. 老朽化対策案の検討経過

公共施設の老朽化問題への対策については、平成20年度に公共施設マネジメント白書を作成、公表して以来、これまで、市民への説明(出前講座、シンポジウム、広報での連載、説明会・意見交換会等)、第三者委員会での検討、市議会での説明、意見聴取(公共施設調査特別委員会等)などの活動を行いつつ、以下の取り組みを進めてきました。

【主な取り組み】

- ① 公共施設マネジメント白書 平成21年3月
- ② 公共施設再生計画策定に対する提言書 平成23年3月24日
- ③ 公共施設再生に向けたシンポジウム 平成23年11月2日
- ④ 公共施設再生計画基本方針 平成24年5月
- ⑤ 広報習志野への連載「公共施設の再生に向けて」
平成24年6月15日号 ～ 平成25年3月15日号
- ⑥ 公共施設再生計画～データ編～ 平成25年3月
- ⑦ 公共施設再生計画に関するアンケート 平成25年12月
- ⑧ 公共施設再生に関するシンポジウム 平成26年1月15日

現在は、具体的な公共施設の老朽化対策の年次計画を示す「公共施設再生計画」について、パブリックコメントを実施しています。

3. 習志野市公共施設再生基本条例(案)制定の必要性

本市の公共施設は老朽化が顕著であり、その対策が急務であることから、市民サービスの確保のために、早急な計画策定と着実な事業実施が求められています。

一方、公共施設の建替え等には、市民、利用者への説明など事業の検討段階から事業実施まで時間を要し、事業費も多額になることから、限られた財源、資産等を効果的、効率的に活用し、市民サービスの停滞を招くことがないように、中長期的な事業計画に基づく着実な事業実施が求められます。

現在、パブリックコメントを実施中の「公共施設再生計画」は、25年間と長期の計画となっており、計画期間を3つの期間に分け、計画期間内の社会経済状況の変化により、柔軟に計画を見直すことができるものとなっていますが、その目的や基本となる考え方、事業目標等が、合理的な根拠がなく根本から変わってしまった場合は、その効果が低下し市民負担の増加を招くことも想定されます。

従って、本市が取り組む公共施設再生計画に基づく事業実施について、持続可能な行財政運営のもとで、将来のまちづくりを念頭に置きながら、効果的、効率的に継続させていくために、本条例を制定しようとするものであります。

なお、本条例は、老朽化が進む公共施設について、限りある財源のもとで、文教住宅都市憲章の理念に基づく都市(まち)づくりを効果的、効率的に推進する観点から、中長期にわたる計画的な事業実施を推進していくために、市、市民、関係者及び事業者が、それぞれの責務を踏まえ、公共施設再生の基本理念と基本方針に基づき公共施設の再生整備に取り組んでいく枠組みを示す条例であり、市民等に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例ではありません。

条例（案）の主な概要

《第1条：本条例の目的》

【条文案】

この条例は、習志野市（以下「市」という。）が保有する公共施設の建替え、統廃合、長寿命化、老朽化対策改修等の計画的な取組（以下「公共施設再生」という。）について、その基本理念及び基本的事項を定め、持続可能な行財政運営の下で、時代の変化に対応した公共サービスが継続的に提供されることにより、誰もが住みたくなるような魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

《第3条：基本理念》

- ◆ 本市が目指す公共施設再生事業についての考え方を基本理念として規定する。
- ◆ 文教住宅都市憲章のもとで築き上げてきた習志野市の都市（まち）づくりを、人口減少時代の到来という、社会構造の大きな転換点にある今、持続可能な行財政運営のもとで、将来のまちづくりをより良いものとしていくために、市民サービスを提供するための器としての公共施設の再生を如何にして実施していくのかについて、基本理念を規定する。

【条文案】

- 1 公共施設再生は、文教住宅都市憲章の理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産の安全を第一義としつつ、教育、文化の向上を図り、健康で文化的な生活を実現するように実施しなければならない。
- 2 公共施設再生は、限られた資源の有効的な活用及び効率的かつ効果的な事業手法を導入し、将来世代に過度の負担を先送りせず、公平な負担となるように取り組まなければならない。
- 3 公共施設再生に関する施策の実施に当たっては、人口減少社会の到来、経済の成熟化等、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市及び市民等が互いに連携及び協働して取り組まなければならない。

《第4条～第6条：市と市民、関係者及び事業者の責務》

- ◆ 前述の基本理念を実現していくために、市と市民、事業者及び関係者が担うべき責務について規定する。

【条文案】（市の責務）

- 1 市は、基本理念にのっとり、公共施設再生に関する事業について総合的かつ計画的な取組に努めるものとする。
- 2 市は、公共施設の現状を把握し、人口動態、財政状況等客観的なデータに基づく中長期の予測の下で、効率的かつ効果的に公共施設再生に関する事業に取り組むものとする。
- 3 市は、公共施設再生に関する財源を確保することに努めるものとする。
- 4 市は、公共施設再生を推進するに当たっては、市民等の理解と協力を求めるとともに、公共施設に関する情報をわかりやすく周知するものとする。

【条文案】（市民の責務）

- 1 市民は、より良い資産を次世代に引き継ぐことができるように、公共施設再生に関する事業並びに公共施設の管理運営及び維持保全に関する財政負担に留意しなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、公共施設再生に関する理解を深め、市が実施する公共施設再生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【条文案】（関係機関及び事業者の責務）

- 1 関係者及び事業者は、その事業活動において、市が推進する公共施設再生に関する整備事業に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。
- 2 関係者及び事業者は、公共施設の効率的かつ効果的な管理運営及び維持保全に関し、より有効な方法を追及するとともに、技術の向上に努めなければならない。

《第7条：調査及び計画》

- ◆ 公共施設再生計画を社会経済状況の変化に応じて、柔軟かつ適正に見直していくために、公共施設の実態把握を行うとともに、適宜、計画の見直しを行うことを規定する。

《第8条：公共施設再生推進委員会》

- ◆ 公共施設再生計画を推進するための体制について規定する。
- ◆ 事業の進捗状況及び実施効果の検証、環境変化に基づく事業の見直しなどについて調査、検討を行う組織として、第三者機関である公共施設再生推進委員会の設置を規定する。

《第9条～附則：その他事項》

- ◆ この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。
- ◆ 条例施行日は、平成26年7月1日を予定。
- ◆ この条例の施行の際に、現に存する習志野市公共施設再生計画及び習志野市公共施設再生計画基本方針は、第7条第2項の規定により定めたものとみなす。

※ 今後の課題として、将来的に、公共施設再生計画で対象外となっているインフラ系、プラント系の公共施設についても含む総合的な計画を目指す必要がある。